

PPP／PFI事業をめぐる最近の動向



内閣府 民間資金等活用事業推進室
企画官 庄司 義明

目次

1. PPP/PFI事業の実施状況
 - 1-1 PPP/PFIの概要
 - 1-2 PPP/PFIの実施状況

2. PPP/PFI推進アクションプラン
 - 2-1 アクションプランについて
 - 2-2 令和3年度改訂版について
 - 2-3 その他

3. 支援事業のご案内

目次

1. PPP/PFI事業の実施状況

1-1 PPP/PFIの概要

1-2 PPP/PFIの実施状況

2. PPP/PFI推進アクションプラン

2-1 アクションプランについて

2-2 令和3年度改定版について

2-3 その他

3. 支援事業のご案内

PPP/PFIの活用推進

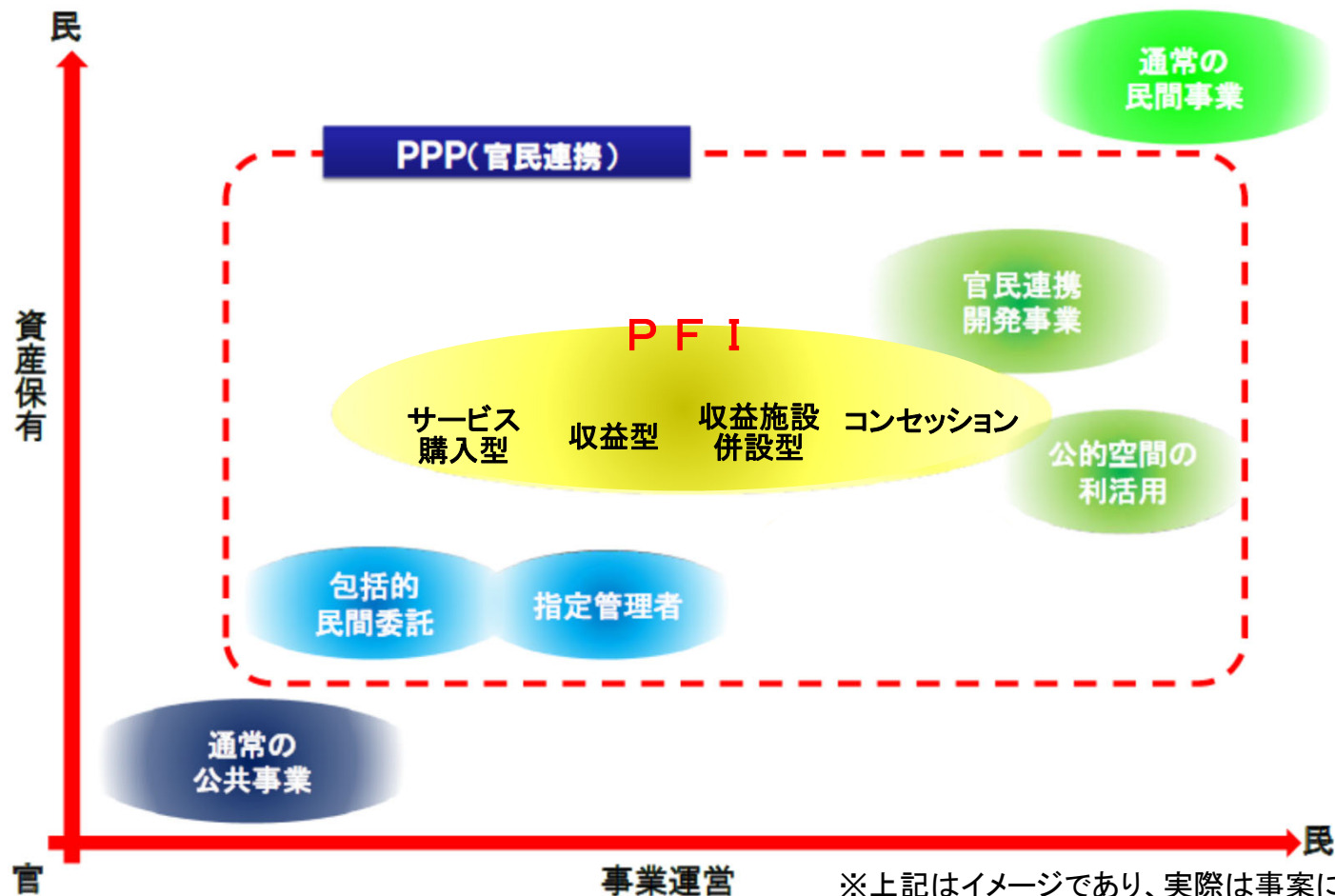
PPP/PFI推進の背景

我が国の現状

- 公共施設等の老朽化
- 厳しい財政状況
- 人口減少

適切な公共サービスの維持のためには、公共施設等の建替え・改修・修繕や運営に係るコストの効率化、広域管理、施設集約化等が必要であるが…

これらを実現する手段の一つとして **PPP/PFI** の活用が有効



※上記はイメージであり、実際は事案により異なる。

PPP/PFIについて

PFIとは？（Private Finance Initiative（民間資金等活用事業））

（根拠法：民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法））

庁舎や公営住宅、学校、上下水道等の整備・運営等にあたって、従来のように公共団体が設計・建設・運営等の方法を決め、バラバラに発注するのではなく、どのような設計・建設・運営を行えば最も効率的かについて、民間事業者に提案競争させ、最も優れた民間事業者を選定し、設計から運営までを行わせ、資金調達も自ら行ってもらう発注制度。

■従来型公共事業とPFI事業の違い

- ・ 一体的発注（運営・管理を念頭に置いた設計・建設、コスト削減）
- ・ 各段階における民間手法の効果的活用（柔軟な創意工夫の導入）
- ・ 複数年度契約（単年度予算の制約から解放）



公共施設等運営権（コンセッション）：

空港、上下水道、展示場等利用料金を取れる公共施設等の管理・運営を長期に渡って行える権利。PFI法に基づき公共施設等の管理者が設定し、内閣府に登録ができる、抵当権を設定できるなどのメリットがある。

PPPとは？（Public Private Partnership（官民連携事業））

官民連携事業の総称であり、PFI以外にも、指定管理者等の制度の導入、包括的民間委託、民間事業者への公有地の貸し出しなどの手段がある。

PPP/PFI について

◆PPP/PFIには **低コスト** **質の高いサービス** **地域経済効果** 等の大きな効果

◎PPP（官民連携事業）のうち、**PFI法**に基づく事業が**PFI**（民間資金等活用事業）

PPP：民間の力を公的サービスに有効活用する事業

指定管理者制度、包括的民間委託、公的不動産の利活用…等

PFI：PPPのうち、PFI法に基づいて実施される事業

一定の 対象事業

公共施設等として限定列挙
（空港・港湾、上下水道、
文教施設、住宅等）

一定の 事業主体

公的主体に限定
（国、地方公共団体、
独立行政法人等）

一定の 手続

実施方針の策定・公表
特定事業の選定（**VFM評価**）
事業者選定（**総合評価方式**等）

【PFIの特徴】

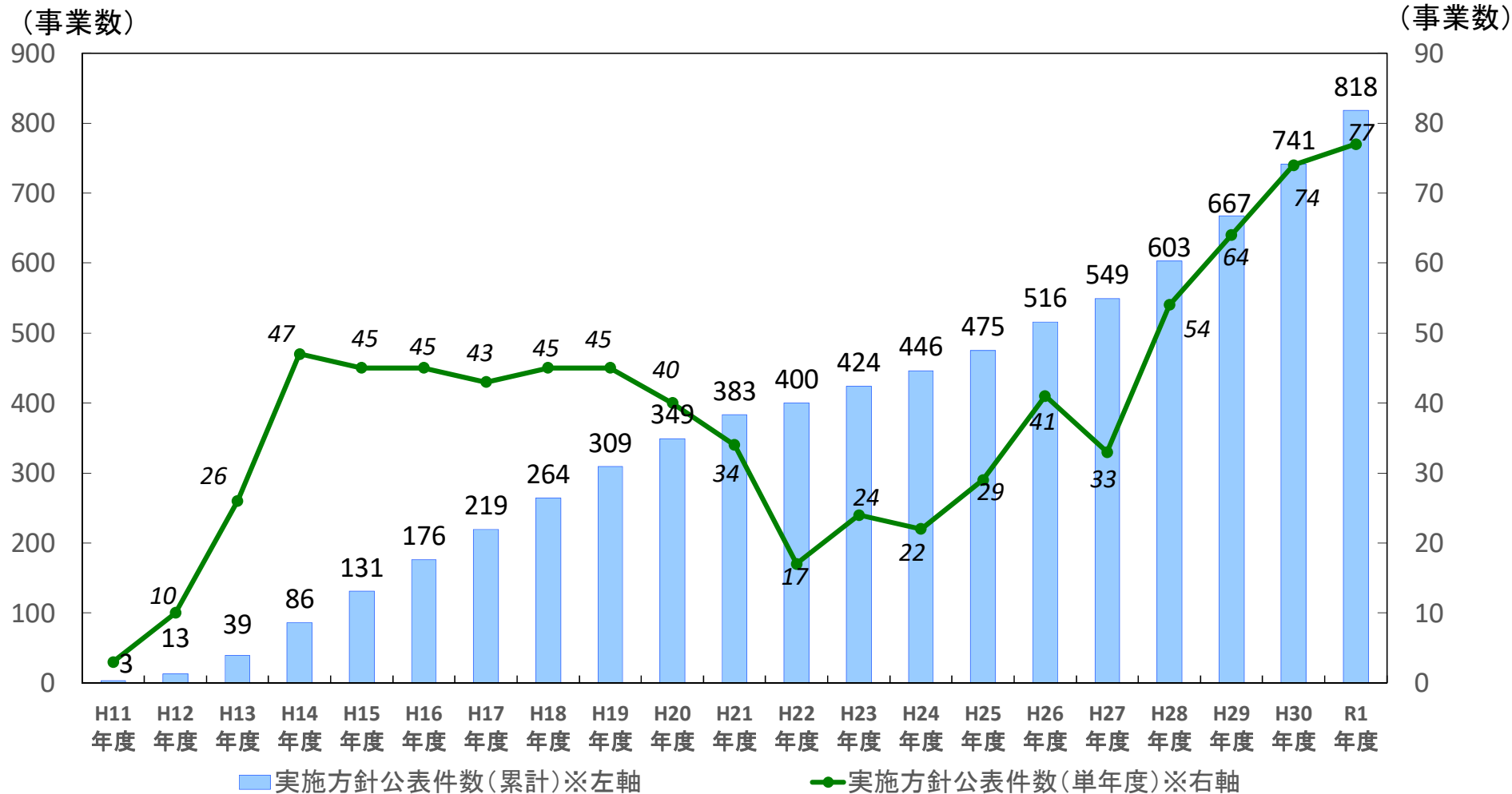
- ・設計、建設、運営等を一体的に発注
- ・長期間（複数年度）での発注・契約
- ・行政財産の貸付が可能
- ・国有財産の無償・低額使用が可能
- ・民間視点での提案、競争
- ・民間による資金調達
- ・附帯事業の実施（民間収益施設等）
- ・コンセッション方式の実現
- ・PFI推進機構の支援 等

サービス購入型、独立採算型、ミックス（混合）型

PFI事業の実施状況

事業数の推移

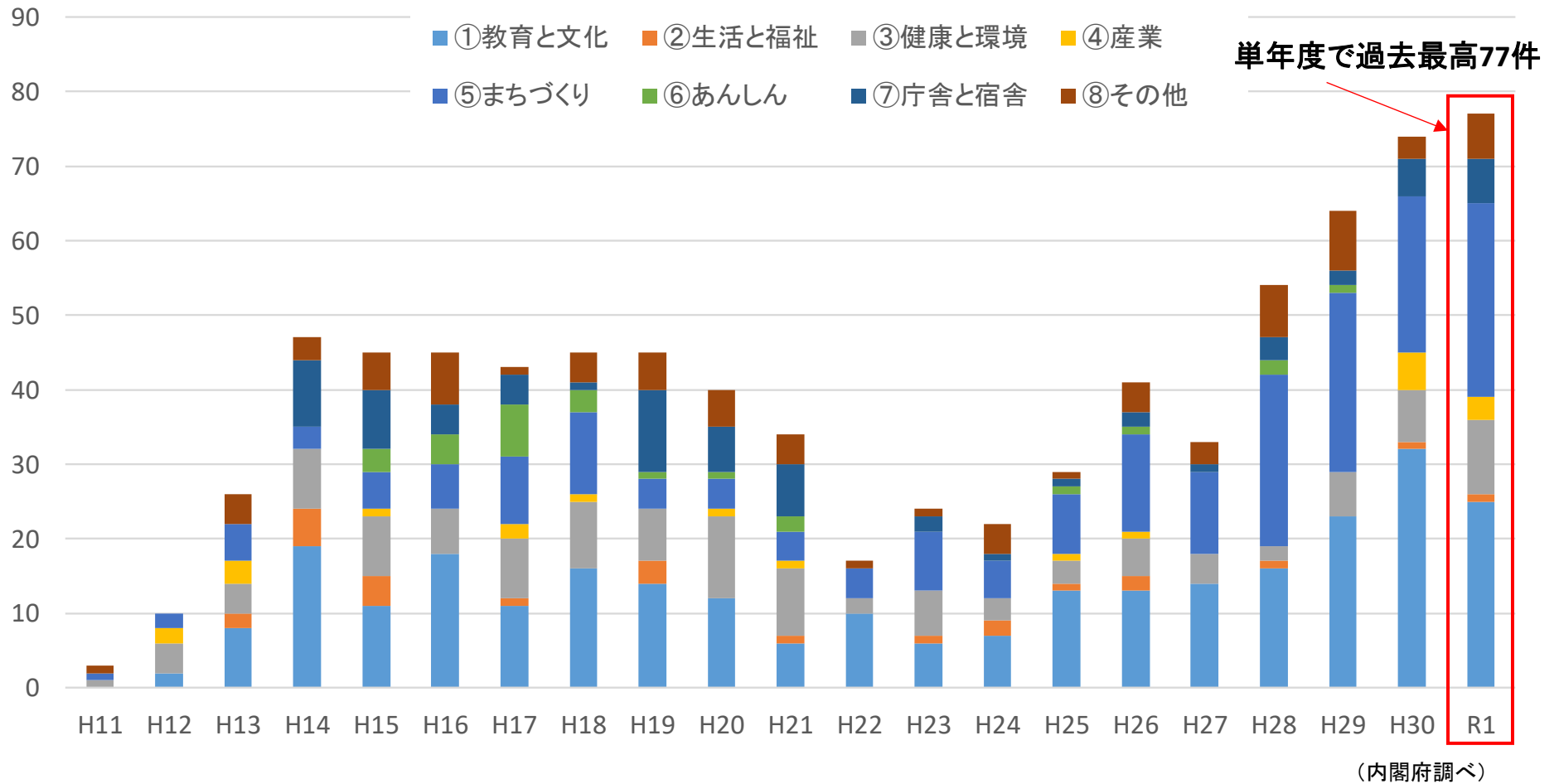
(令和2年3月31日現在)



(注1) 事業数は、内閣府調査により実施方針の公表を把握しているPFI法に基づいた事業の数であり、サービス提供期間中に契約解除又は廃止した事業及び実施方針公表以降に事業を断念しサービスの提供に及んでいない事業は含んでいない。

PFI事業の実施状況／分野別事業数

令和2年3月31日時点



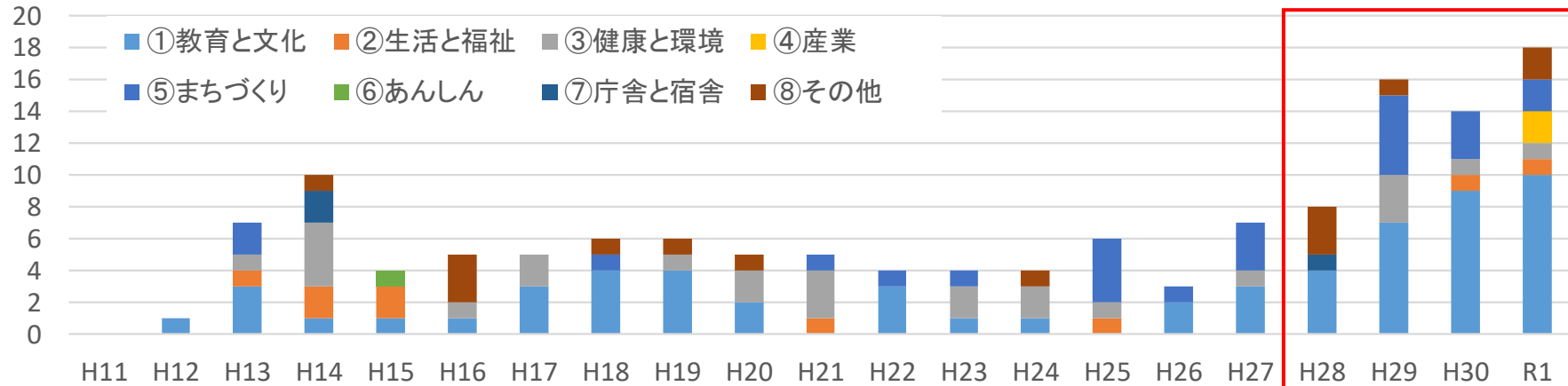
- 近年のPFI事業件数の増加傾向は、市区町村における活用の増加が主な要因。

PFI事業の実施状況／事業主体別事業数

令和2年3月31日時点

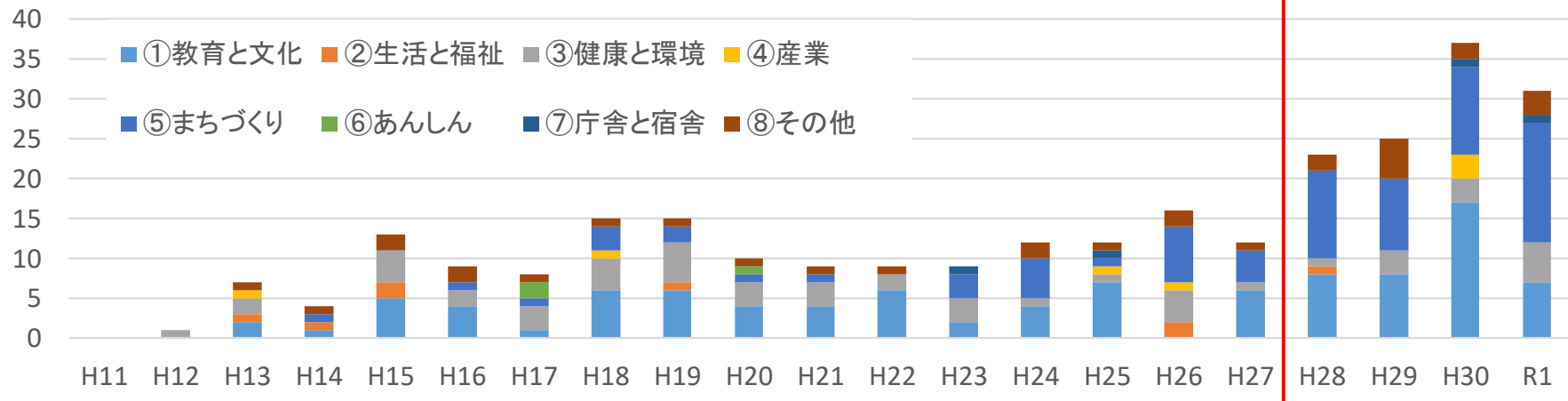
○市区町村（人口20万人以上） 138件

(内閣府調べ)



○市区町村（人口20万人未満） 277件

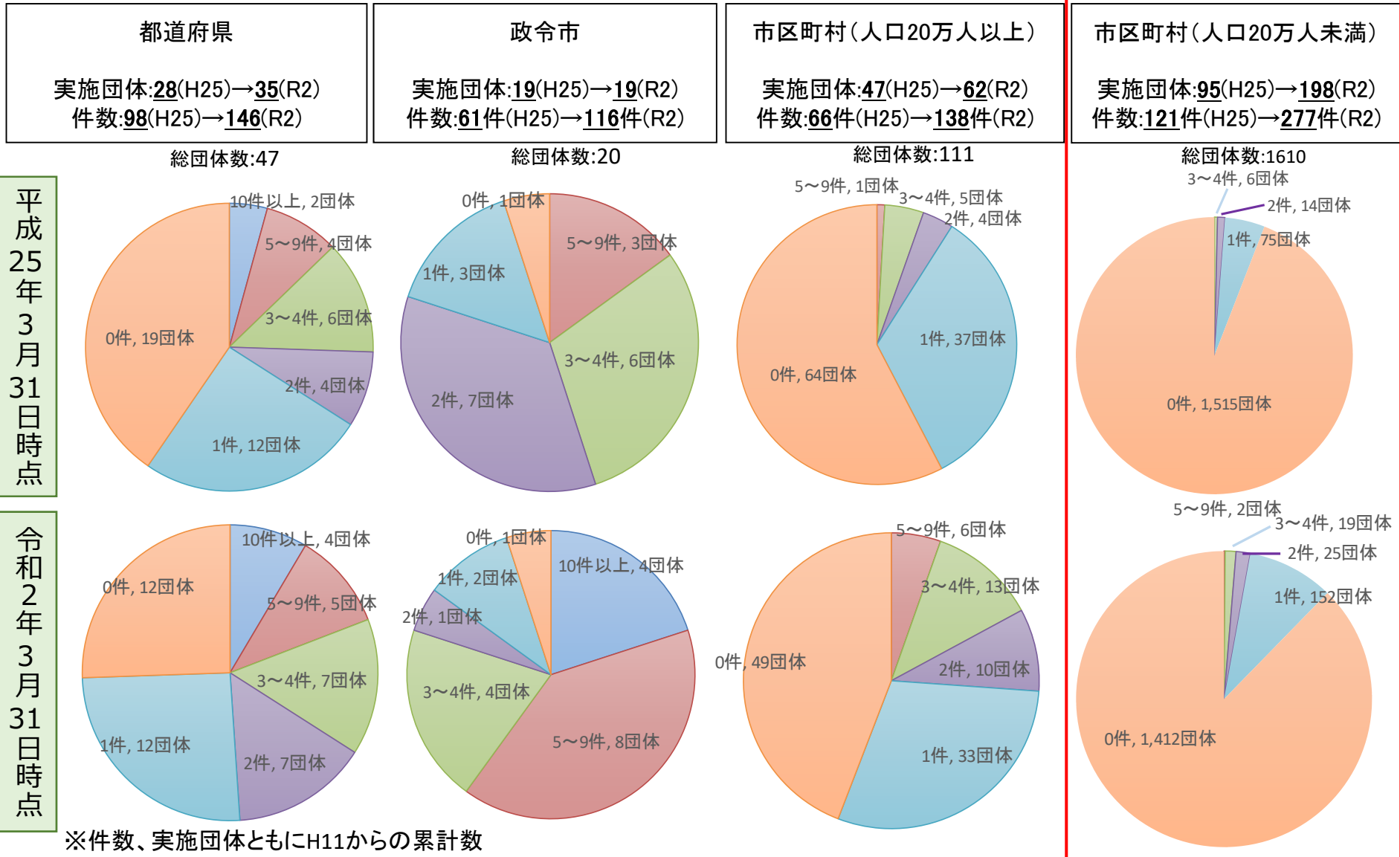
(内閣府調べ)



PFI事業の実施状況／地方公共団体別事業数

令和2年3月31日時点

○地方公共団体の種別毎の実施状況



※件数、実施団体ともにH11からの累計数

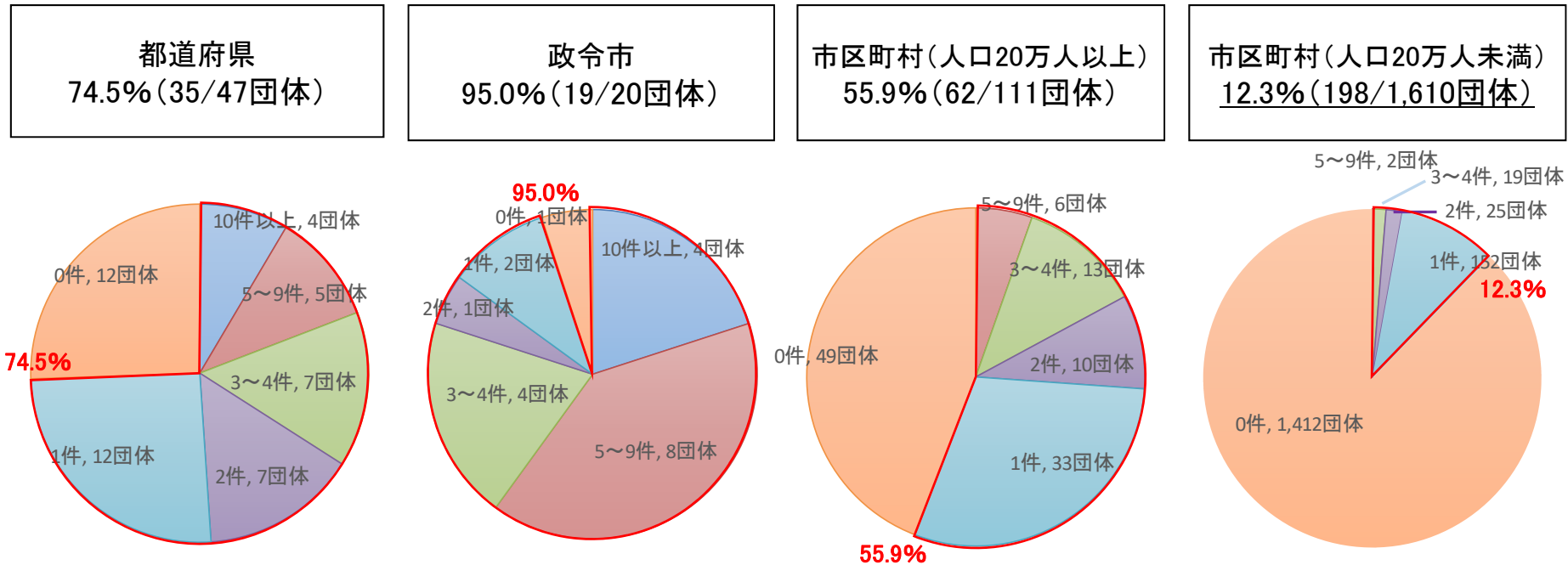
※人口はR2.1.1時点基準とする(H31.1.1時点から、台東区(人口20万人未満⇒人口20万人以上)、鈴鹿市(人口20万人以上⇒人口20万人未満)の区分が変更となっている)

- 件数(346件→677件)・実施団体(189団体→314団体)ともに、7年間で着実に増加したものの、人口20万人未満の市町村では、9割近くが実績がなく、実施市町村の拡大が課題。

PFI事業の実施状況②／地方公共団体規模別

○都道府県・政令市においてはPFI事業のノウハウは、一部の団体を除き、蓄積されてきている状況。
 ○一方、市区町村、特に人口20万人未満の市区町村におけるPFI事業の導入はこれからの課題。

PFI事業を実施したことのある団体の割合 (令和元年度末現在)



都道府県 : 約75%の団体が実施
 約半数の団体が複数の事業を実施
 政令市 : 1団体を除く全ての団体が実施
 市区町村(人口20万人以上) : 半数以上の団体が実施
 市区町村(人口20万人未満) : 実施経験ありは約1割

<PFI事業の実施経験のない団体>
 ○都道府県(12団体): 秋田, 福島, 群馬, 富山, 長野, 岐阜, 三重, 高知, 福岡, 佐賀, 長崎, 鹿児島
 ○政令市(1団体): 相模原

令和元年度 PFI事業における地域企業の参画状況

令和元年度にPFI事業契約が締結されたPFI事業のうち、事業主体が国等の事業及びコンセッション方式を除く47事業について、選定グループにおける地域企業の参画状況を分野・事業規模ごとにプロット。

- 地域企業※が参画している事業 : 87% (41/47件)
 - 地域企業※が代表企業として参画している事業 : 47% (22/47件)
- ※地域企業：当該事業を実施する都道府県に本社が所在する企業

凡例：選定されたコンソーシアムに占める地域企業の数／全構成企業数

- : 地域企業が参画し、かつ、代表企業になっている事業
- : 地域企業が参画しているが代表企業になっていない事業
- : 地域企業が参画していない事業

事業規模 分野	契約金額（落札金額）									
	← 10億円 10億円未満		10億円～						100億円以上 → 100億円～	
教育・文化 (学校、学校空 調、体育館、給 食センター、文化 交流施設等)	2/5社	5/7社	4/6社	1/5社	8/8社	3/7社	4/9社	2/7社	3/6社	3/9社
	0/4社	3/3社	3/3社	4/6社	2/5社	4/6社	1/2社	5/12社	7/8社	3/8社
健康と環境 (医療、斎場、 浄化槽等)		5/5社	11/11社	8/10社	1/4社	2/2社	1/1社		2/5社	4/6社
産業 (商業振興施設 等)	1/2社									0/3社
まちづくり (住宅、道路、 下水道等)	1/2社	3/3社	3/3社	3/3社	3/4社	4/5社	0/3社			
	1/1社	2/4社	1/4社	3/3社	1/3社	9/9社				
庁舎と宿舎 (事務庁舎、宿 舎等)							2/4社			0/2社
その他		0/2社			0/4社					

地域企業の参画を促したPFI事業の例

○入札参加資格要件

1. コンソーシアムの代表企業や構成企業に市内企業を含むこと

例：入札参加者の代表企業は、市内業者とする。また、空調設備の設計業務、施工業務、工事監理業務、維持管理業務の各業務ともに、必ず1社以上の市内業者が構成企業又は協力企業として参画し、かつ、入札参加者を構成する構成企業及び協力企業の合計数のうち、過半数は市内業者が参画すること。

例：入札参加者は、本店、支店又は営業所の所在地が市内にある企業を、代表企業、構成企業、協力企業のいずれかとして、1社以上参加させること。

2. 市内企業に一定金額以上の下請け業務を出すこと

例：事業者は、市内業者のJVへの出資額、各構成員の分担工事額、及び市内の協力会社の契約金額との合計額は、市営住宅整備費の30%以上としなければならない。

○落札者決定基準

3. 市内企業が構成企業である場合に加点

例：市内に本店・本社・支店等を持つ企業がグループに参加している場合は、その参加企業数に応じ、審査の際、地域貢献点を加点するものとする。

4. 地域経済への貢献について具体的に示されている場合に加点

例：「市内経済への貢献に関する事項」として、「市内企業への発注」「市内人材・市内資材等の活用」「市内経済貢献への配慮」を審査項目として設定。

例：「地域の活性化への貢献」の審査項目として、「構成企業及び協力企業における市内業者への金額配分割合（契約金額ベース）」「事業実施における市内業者の活用方策」等を設定。

目次

1. PPP/PFI事業の実施状況

1-1 PPP/PFIの概要

1-2 PPP/PFIの実施状況

2. PPP/PFI推進アクションプラン

2-1 アクションプランについて

2-2 令和3年度改定版について

2-3 その他

3. 支援事業のご案内

内閣府 民間資金等活用事業推進室（PPP/PFI推進室）

- PPP/PFI推進の政府全体の取りまとめ役
- PFI法、PFI法に基づく基本方針を所管（運用・改正）
- 各種PPP/PFI関連ガイドライン類の作成
- 地域プラットフォームを通じた地方公共団体の活動支援（国土交通省と協働）
- 毎年6月ごろ改定するアクションプランに基づいて活動

ホームページ <https://www8.cao.go.jp/pfi/>

PPP/PFI推進アクションプランとは

<策定の趣旨>

- 極めて厳しい財政状況の中で、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、多様なPPP/PFIを推進することが重要である
- このため、**平成25年度から令和4年度までの10年間で21兆円**の事業規模を達成することを目標とするとともに、**公共施設等運営事業等について重点分野の設定**や、**PPP/PFI推進に向けた取組を進めるための実行計画**として「PPP/PFI推進アクションプラン」を策定（平成25年6月）
(PFI法に基づき設置された全大臣で構成される「民間資金等活用事業推進会議」にて決定)
- 重点分野の進捗や課題解決に向けた取組方針の更新・フォローアップ等を踏まえ、毎年見直し

2(2) PPP/PFI 推進アクションプランの構成

1. 趣旨

2. PPP/PFI 推進に当たっての考え方

3. 推進のための施策

- (1) PPP/PFIの一層の促進に向けた制度面の見直し
- (2) 地方公共団体等へのPPP/PFI導入促進に向けた積極的な支援
- (3) 地域プラットフォーム等を通じた地域活性化に資するPPP/PFIの推進
- (4) 民間提案の積極活用
- (5) 公的不動産における官民連携の推進
- (6) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の活用
- (7) その他

4. 集中取組方針（公共施設等運営事業（コンセッション方式）等の重点分野）

空港

クルーズ船向けターミナル施設

道路

MICE施設

文教施設

上水道

下水道

工業用水道

公営水力発電

公営住宅

5. 事業規模目標

3. 「アクションプラン（令和3年版）」改定の7つのポイント

① 新型コロナウイルス感染症の影響への対応

- ・新型コロナウイルスによるPPP/PFI事業への影響を踏まえ、改正したガイドラインや対応事例の周知等を実施。

② 小規模な地方公共団体（人口20万人未満）におけるPPP/PFIの導入促進

- ・人口10～20万人：2023(R5)年度までの「優先的検討規程」の策定を促進。
- ・人口10万人未満：「優先的検討規程」の策定・運用の手引きの作成等、導入の環境整備を推進。
- ・人口20万人未満：PPP/PFI導入可能性調査等について支援を積極的に実施

③ 専門的な人材の派遣、育成、活用への支援

- ・地方公共団体におけるPPP/PFIに係る業務経験を評価・認定し、専門家として派遣する制度を運用・支援。

④ 地域プラットフォーム等を通じたPPP/PFIの推進

- ・人口20万人未満の地方公共団体に地域プラットフォームへの参画を促進し、継続的な活動を支援。

⑤ (株)民間資金等活用事業推進機構（PFI推進機構）の活用

- ・機構のコンサルティング機能を活用し、地域金融機関等への研修の実施等、地域人材の育成を推進。
- ・同機構の設置期限の延長も含め、検討を実施。

⑥ 公共施設等運営事業（コンセッション方式）等の集中取組方針

- ・公共施設等の運営における官民連携推進のため、各分野の目標設定等を改定

⑦ 事業規模目標の達成と新たな目標の検討

- ・2013(H25)～2019(R1)年度の事業規模は約23.9兆円
⇒2022(R4)年度までの事業規模目標21兆円を3年前倒しで達成。
- ・2022年度以降の新たな目標の設定 及び その達成に向けた推進方策の検討を実施。

新型コロナウイルス感染症によりPFI事業に影響が及んでいることを受け、内閣府ではその影響について調査・分析を行い、有識者会議等で必要な対応を検討・実施

- 内閣府から関係省庁及び地方公共団体に対し、「PFI事業における新型コロナウイルス感染症に伴う影響に対する対応等について」の通知を発出（令和2年7月7日）
- 新型コロナウイルス感染症のPFI事業への影響を把握するため、令和2年9月に地方公共団体等に対してアンケート調査を実施し、以下の課題を整理
 - ✓ 協議や契約変更等にかかる手続き
 - ✓ 官民リスク分担の在り方
 - ✓ ウイズコロナ・ポストコロナにおけるPFI事業の在り方
- 上記の課題点を踏まえ、新型コロナウイルス感染症により影響を受け、事業者等と協議を実施し、実施中の事業で契約変更等の対応を行った事業や、今後実施予定のPFI事業の実施方針等の見直しを行った事業について、管理者を対象にヒアリング調査を実施（令和3年1月～3月）
ヒアリング調査で得られた参考事例を地方公共団体に向けて周知（令和3年6月）
- 調査で得られた新型コロナウイルス感染症の影響や課題等を踏まえ、既存のガイドラインを改正（令和3年6月）
 - ✓ 不可抗力の考え方について
 - ✓ 損害等の分担について
 - ✓ 契約の変更について

主要事項①関係 各ガイドライン改正の概要(新型コロナウイルス感染症関連を抜粋)

1. 新型コロナウイルス感染症の影響により生じた損害等の扱いに関するガイドラインの改正

(1) 不可抗力の考え方について

- ・ 感染症等についても不可抗力に含まれ得ること、その基準については契約等で定めておくことが望ましいこと。
- ・ 具体的状況下で該当するかどうかは、通常必要と認められる予防方法等を尽くしたかどうかについて、国等が示す指針等の内容を考慮して個別具体的に判断すべきこと。

(2) 損害等の分担について

- ・ 管理者と事業者で分担すべき損害等には物件以外の損害等も含まれること。
- ・ 独立採算型事業等においては、プロフィット・ロスシェアリング※の導入や、あらかじめ実施方針等で契約により事業期間の延長ができるようにしておくことが有効と考えられること。

※収入の一定割合の増減幅を超えた場合に管理者の収益・負担とする方法

(3) 契約の変更等について

- ・ 管理者側が支払う金額などの軽微な変更については、あらかじめ議決により地方自治法上の専決処分事項として指定しておくことが考えられること。
- ・ 著しい事業環境の変化等により契約内容や要求水準等が著しく不適切となった場合は、これらの内容の見直しについて、柔軟・適切に対応することが望ましいこと。

2. 改正されたガイドライン(令和3年6月18日改正)

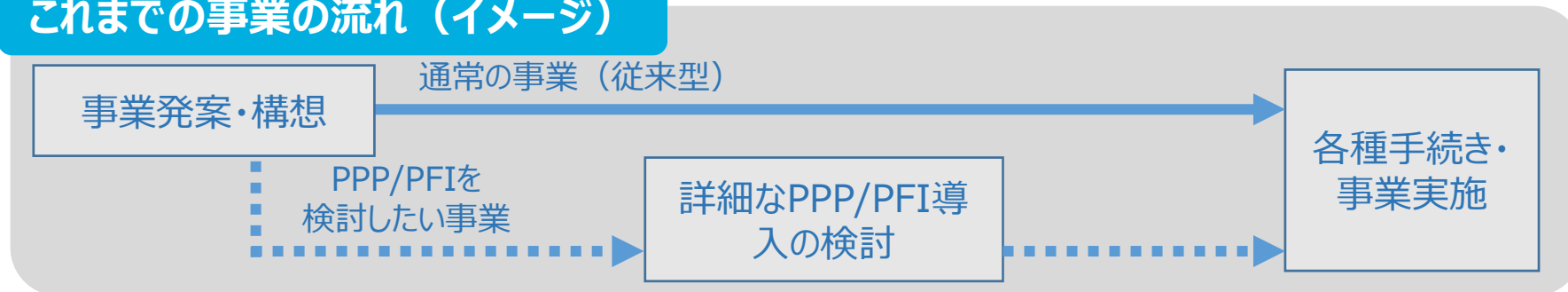
- ・ PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン
- ・ 契約に関するガイドライン-PFI事業契約における留意事項について
- ・ 公共施設等運営権及び公共施設等運営事業に関するガイドライン
- ・ PFI事業実施プロセスに関するガイドライン

改正されたガイドラインや改正内容の詳細は内閣府ホームページをご参照ください。

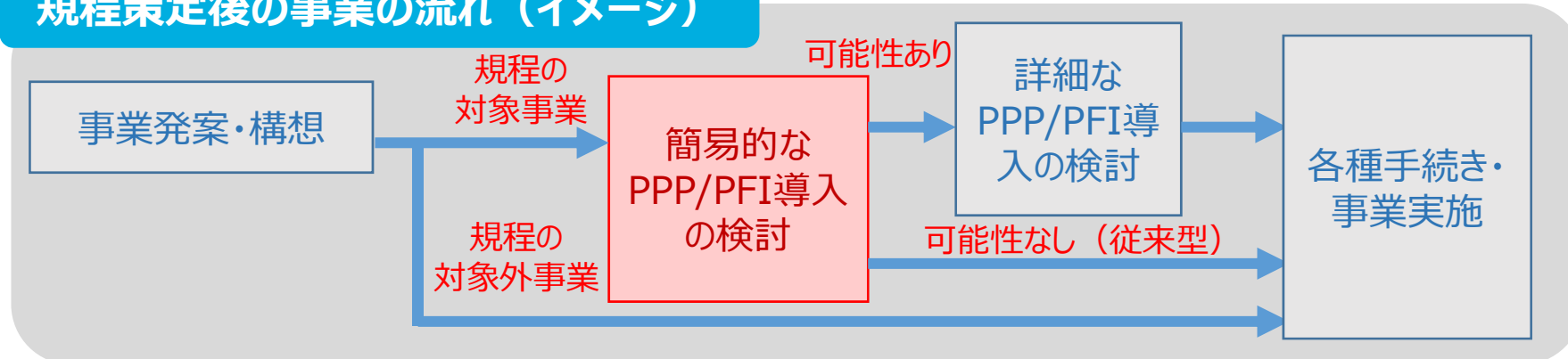
https://www8.cao.go.jp/pfi/whatsnew/kiji/actionplanto_r3.html

優先的検討規程とは

これまでの事業の流れ（イメージ）



規程策定後の事業の流れ（イメージ）



基本的な規程の内容は・・・

- 規程の対象となる事業については、従来通りのやり方よりもお得・質のよいやり方(PPP/PFI等)がないかを、原則検討することを定めるもの（ルール）
- PPP/PFIの基礎知識や、簡易的に調べられる方法・手続きをまとめたもの（ガイドライン）

※対象となる事業規模・分野や検討の手続きなどは、自治体ごとにオリジナルで考えられる

優先的検討規程の策定・運用状況の概要

○R2.3末時点の優先的検討規程の策定・運用状況

(※1) 件数、実施団体ともにH11からの累計数
 (※2) 優先的検討規程の策定前に案件の検討を開始した団体を含む

策定団体		団体総数	規程策定済みの 団体数		規程に基づき令和元年度 までに具体案件を 検討した団体数(※2)	令和元年度までに PFI事業を実施した団体数	
国		13	12	92.3%	5	8	61.5%
地方公共団体	都道府県	47	47	100.0%	31	35	74.5%
	政令指定都市	20	20	100.0%	19	19	95.0%
	人口20万人以上の団体	111	83	74.8%	57	62	55.9%
	小計	178	150	84.3%	107	116	65.2%
	人口20万人未満 10万人以上の団体	156	23	14.7%	15	61	39.1%
	人口10万人未満 5万人以上の団体	256	12	4.7%	9	52	20.3%
	人口5万人未満 1万人以上の団体	686	7	1.0%	3	70	10.2%
	人口1万人未満の団体	512	2	0.4%	1	15	2.9%
	小計	1,610	44	2.7%	28	198	12.3%
	合計	1,788	194	10.9%	135	314	17.6%

(内閣府調べ)

多様なPPP/PFI手法導入を優先的に 検討するための指針(令和3年改定版)改定のポイント

「多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針」(平成27年12月15日民間資金等活用事業推進会議決定)について、令和3年6月18日、改定を行った。改定のポイントは以下の通り。

1. 序文に前回の指針発出以降の取組と現状及び今般の改定の趣旨を記載

2. 優先的検討規程の策定を求められる地方公共団体の対象を拡大

2. 優先的検討規程の策定等(第2パラグラフ)

(改定前の記載)

公共施設等を管理する人口**20万人以上**の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

(改定後の記載)

公共施設等を管理する人口**10万人以上**の地方公共団体は、地域の実情を踏まえ、本指針に基づき、それぞれ管理する公共施設等について優先的検討規程を定め、これに従って優先的検討を行うことが求められるほか、これ以外の地方公共団体であっても同様の取組を行うことが望ましい。

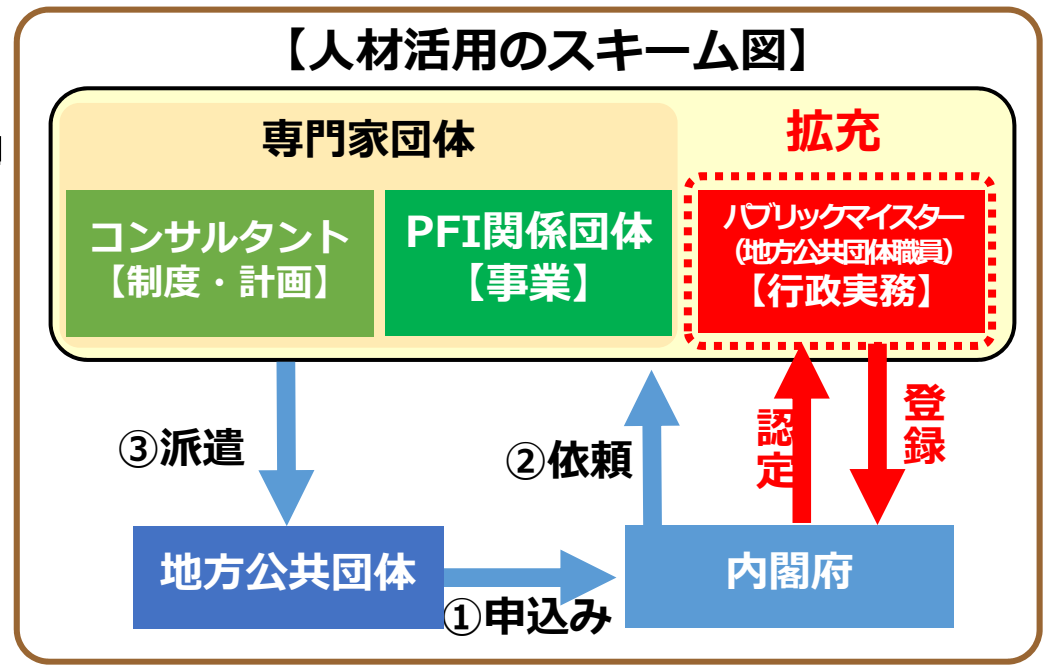
⇒ 改定を受け、人口10万人以上20万人未満の団体については、指針に基づき、令和5年度末までに優先的検討規定を策定すること等を地方公共団体に対して要請(※)

(※)内閣府・総務省通知「PPP/PFI手法導入優先的検討規程の策定及び運用について(要請)」(令和3年6月21日)

主要事項③関係

PPP/PFIパブリックマイスター(PPP/PFI行政専門家)の派遣について

- PPP/PFI事業について、庁内推進体制の構築や検討ルールの整備、予算対応、議会对応、庁内合意形成など、行政実務に関する実務経験・実績を豊富に有する地方公共団体等の職員の方を、「PPP/PFIパブリックマイスター(PPP/PFI行政専門家)」として、内閣府において認定・登録し、登録者名簿を作成し、内閣府ホームページで公表
- 内閣府専門家派遣制度※において地方公共団体にPPP/PFIパブリックマイスターを派遣
 - ※ PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験をもつ専門家を派遣する制度
- PPP/PFIパブリックマイスターの交流や継続的な研鑽を図るため、「(仮称) 専門家連絡会議」を設置し、ワークショップや座学形式による研修や情報共有できる場として活用することを検討。



① 地域プラットフォーム形成支援

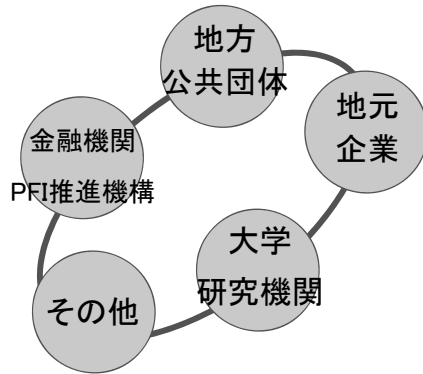
地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場

(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施

令和3年度支援対象

- ・秋田県
- ・群馬県
- ・愛媛銀行、伊予銀行(愛媛県)



地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価

- (1)人口20万人未満の地方公共団体
- (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

令和3年度支援対象

- ・行方(なめがた)市(茨城県)
- ・八街市(千葉県)
- ・諏訪市(長野県)
- ・豊明市(愛知県)
- ・羽曳野市(大阪府)
- ・智頭町(鳥取県)
- ・新居浜市(愛媛県)
- ・若狭町(福井県)
- ・広陵町(奈良県)

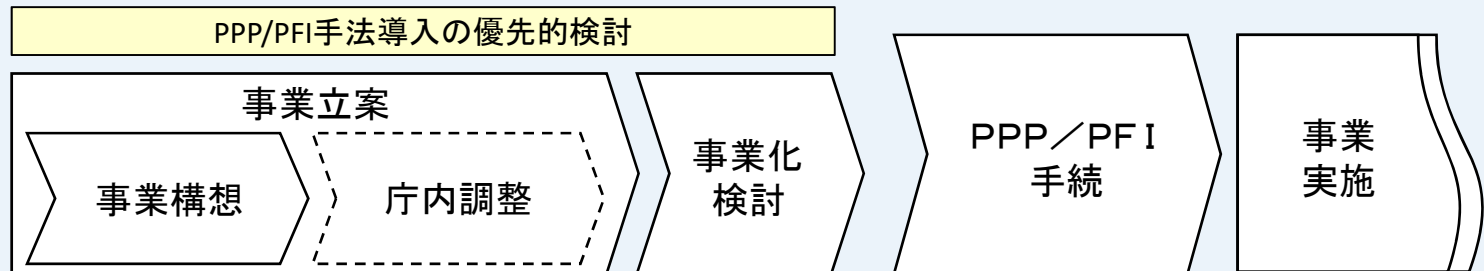
③ 高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

令和3年度支援対象

- ・杉並区(東京都) …旧杉並中継所の跡地活用

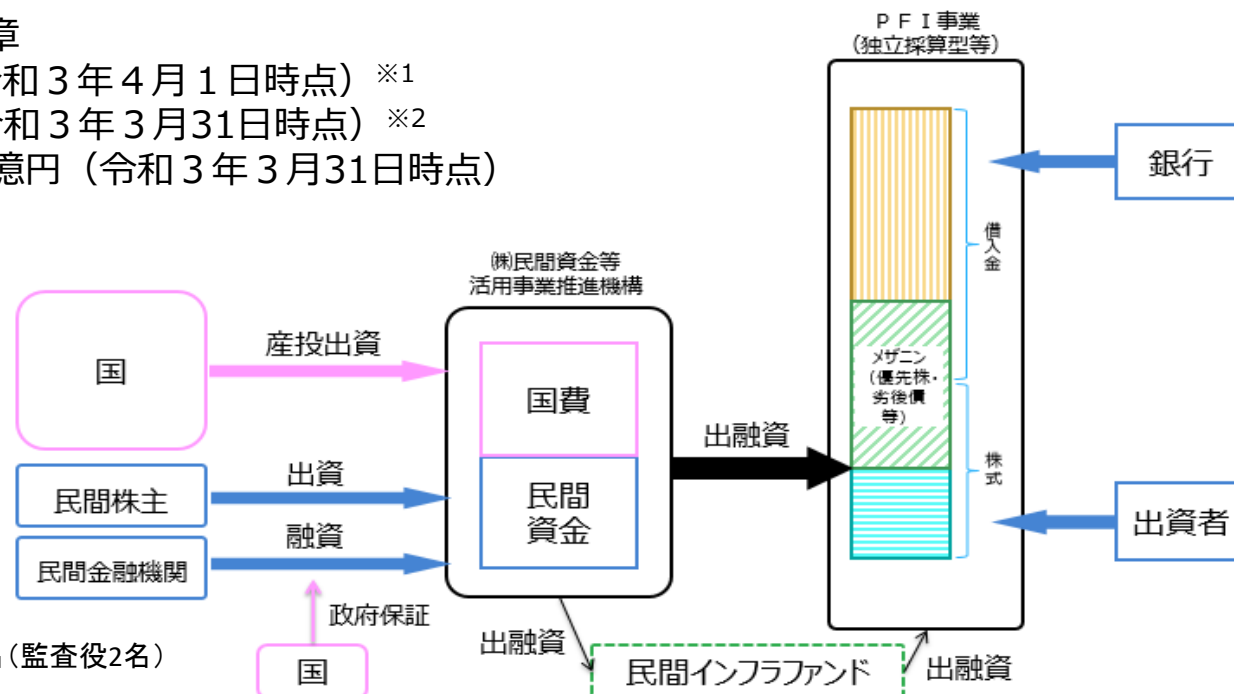
PPP/PFI 案件形成の流れ



P F I 推進機構は、内閣総理大臣が定める支援基準に従い、P F I 事業（ただし、事業に要する費用の全部又は一部を利用者の支払う料金の回収するものに限る。）に対する**出融資（優先株・劣後債の取得等）**や**案件形成のためのコンサルティング**を実施。

所在地 東京都千代田区大手町一丁目6番1号大手町ビル8階
 設立 平成25年（2013年）10月7日（平成25年P F I 法改正により設立）
 存続期間 令和9年度末までに保有する全ての株式、債権の処分を行うよう努めなければならない（PFI法）
 資本金 100億円（出資金額：政府100億円、民間100億円）
 ※出資金額200億円のうち、100億円は資本準備金に計上 ※民間株主69社（うち49社が地域金融機関）
決算（令和2年度） 経常利益 11.7億円、当期利益 8.1億円、利益剰余金 14.7億円
5年連続で単年度黒字を達成、令和2年度に続き配当を予定（4億円）

代表取締役会長 (欠)
 代表取締役社長 半田 容章
 役員数 28名（令和3年4月1日時点）※1
 支援決定件数 51件（令和3年3月31日時点）※2
 支援決定金額 1,304.6億円（令和3年3月31日時点）



※1 役員の定員は常勤2名、非常勤6名（監査役2名）
 ※2 支援先企業に重複あり(1件)

空港

但馬空港	平成27年1月から運営事業を実施中。	南紀白浜空港	平成31年4月から運営事業を実施中。
仙台空港	平成28年7月から運営事業を実施中。	福岡空港	平成31年4月から運営事業を実施中。
関西国際空港 大阪国際空港	平成28年4月から運営事業を実施中。	静岡空港	平成31年4月から運営事業を実施中。
神戸空港	平成30年4月から運営事業を実施中。	熊本空港	令和2年4月から運営事業を実施中。
高松空港	平成30年4月から運営事業を実施中。	北海道内7空港	令和2年6月から新千歳を皮切りに順次運営事業を実施中。
鳥取空港	平成30年7月から運営事業を実施中。	広島空港	令和3年7月の事業開始に向け、令和2年12月に実施契約を締結。

水道

宮城県	上工下水一体にて、令和元年12月に実施方針に関する条例を制定、令和2年3月に募集要項を公表、令和3年3月に優先交渉権者を選定、令和4年4月に事業開始予定。
大阪市	管路コンセッションについて、令和2年3月に実施方針に関する条例を制定、同年10月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。
伊豆の国市 (静岡県)	令和元年度にマーケットサウンディングを実施。

下水道

静岡県浜松市	平成30年4月から運営事業を実施中。
高知県須崎市	令和2年4月から運営事業を実施中。
宮城県	上工下水一体にて、令和3年3月に優先交渉権者を選定、令和4年4月に事業開始予定。
神奈川県三浦市	令和3年3月に実施方針に関する条例を制定。

道路

愛知県道路公社	平成28年10月から運営事業を実施中。
---------	---------------------

文教施設

旧奈良監獄	令和元年11月から一部の運営事業(史料館運営事業)を実施中。	有明アリーナ	令和元年7月に実施契約を締結。
沖縄科学技術大学院大学(OIST)	平成31年4月に実施契約を締結。		
大阪中之島美術館	令和3年度の運営開始に向け、令和2年4月に実施契約を締結。		
愛知県新体育館	令和3年3月に基本協定を締結。		
津山市 グラスハウス	令和3年3月に実施方針公表、令和3年4月事業者公募予定		

クルーズ船向け旅客ターミナル施設

博多港	令和元年度にマーケットサウンディングを実施。
-----	------------------------

MICE施設

愛知県国際展示場	令和元年8月から運営事業を実施中。
横浜みなとみらい国際コンベンションセンター	令和2年4月から運営事業を実施中。
福岡市ウォーターフロント地区	令和元年度にマーケットサウンディングを実施。
沖縄コンベンションセンターおよび万国津梁館	令和元年度にマーケットサウンディングおよび一部デューデリジェンスを実施。

公営水力発電

鳥取県	令和2年7月に4発電所に係る運営事業の実施契約を締結。9月から春米発電所での運営事業を開始。他発電所についても順次、運営権を設定し、運営事業開始予定。
-----	---

工業用水道

熊本県	令和2年10月に実施契約を締結。令和3年4月に事業開始。	大阪市	令和2年10月に募集要項を公表。令和4年4月に事業開始予定。
宮城県	上工下水一体にて、令和元年12月に実施方針に関する条例を制定、令和2年3月に募集要項を公表、令和4年4月に事業開始予定。		

その他の施設

福岡県田川市 (芸術起業支援施設)	平成29年10月から運営事業を実施中。	福岡県田川市 (駅舎)	平成31年4月から運営事業を実施中。
滋賀県大津市 (ガス)	平成31年4月から運営事業を実施中。	岡山県津山市 (町家群)	令和2年7月から運営事業を実施中。
宮崎市(キャンプ場)	令和2年4月から運営事業を実施中。		

事業規模集計(平成25～令和元年度)

PPP/PFI推進アクションプランにおける 事業規模目標 (H25～R4年度：10年間)		H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	計
類型Ⅰ コンセッション事業	7兆円(目標)		0.0兆円	5.1兆円	0.5兆円	0.2兆円	3.0兆円	2.9兆円	11.6兆円
類型Ⅱ 収益型事業	5兆円(目標)	0.4兆円	0.3兆円	0.9兆円	0.8兆円	0.8兆円	0.9兆円	0.8兆円	4.9兆円
類型Ⅲ 公的不動産利活用事業	4兆円(目標)	0.3兆円	0.3兆円	0.3兆円	0.5兆円	0.7兆円	0.4兆円	0.6兆円	3.0兆円
類型Ⅳ その他PPP/PFI事業 (サービス購入型PFI事業等)	5兆円(目標)	0.6兆円	0.5兆円	0.5兆円	0.6兆円	0.7兆円	0.9兆円	0.6兆円	4.4兆円
合計	21兆円(目標)	1.3兆円	1.0兆円	6.7兆円	2.4兆円	2.3兆円	5.2兆円	4.8兆円	23.9兆円

- 当該年度に契約締結した事業から見込まれる民間事業者の契約期間中の売上を一括計上(契約期間は10年を超えるものを含む)。
- 令和元年度の事業規模は4.8兆円となった。類型Ⅰは6件(北海道内7空港、熊本空港、有明アリーナ、須崎市下水道、津山市町家群、宮崎白浜オートキャンプ場)の契約が締結され、2.9兆円となった。

- ◆2019(R1)年度までの事業規模は約**23.9兆円**と、2022(R4)年度までの事業規模目標である**21兆円を3年前倒しで達成**
- ◆**人口減少**や**新型コロナウイルス感染症**への対応等により国及び地方公共団体の財政状況は一層厳しく、また、今後多くの**公共施設等が老朽化による更新時期**を迎える中で、**多様なPPP/PFIの全国的な普及**は引き続き有効
- ◆当面の事業規模目標は達成したものの、PPP/PFI推進の取組はまだ道半ば
⇒全国普及の意義等を踏まえ、2022(R4)年度以降の**新たな目標設定** 及び **目標達成に向けた推進方策**について検討を行う

⇒目標設定にあたっては、

- ・ **新たな政策課題であるカーボンニュートラル**や
- ・ **小規模自治体へのPPP/PFI推進** 等も踏まえ、
関係省庁とも連携して検討を行い、**本年中に目標案を設定する予定**

PFI事業における事後評価等マニュアルの概要

「PFI事業における事後評価等マニュアル」は、期間満了となるPFI事業の検証のみならず、次期事業の検討に活かすほか、今後実施を検討する類似のPFI事業の事業内容の改善への活用を促すものである。（令和3年4月）

【マニュアルの構成と主なポイント】

はじめに

1. 事後評価等の目的

- 事後評価等の実施フロー図を掲載（右図参照）
- 次期事業をPFI手法も視野に入れる場合は、期間満了の4年程度前からの着手を想定
- 事後評価等の手続きを見据えた各段階での事前準備を記載

2. 事後評価等に向けた情報整理

- PFI事業の概要・効果に係る標準的な項目を掲載
- ヒアリングを踏まえ、特に必要とされている内容を明記
- 情報整理の段階において、大規模修繕の把握の必要性を明記

3. 事後評価の実施

- モニタリング情報等の活用により効率的かつ簡便に情報整理を行うことを明記
- 事業効果や課題・改善点を総括し、次期事業導入検討の参考となる標準的な評価項目を記載
- 事後評価結果の公表や、外部有識者等の意見収取による事後評価の公平性担保を記載

4. 次期事業手法の検討

- 次期事業手法として基本的にはPFI事業手法を含めた検討を行うこととし、検討の判断基準を記載
- 次期もPFI事業を採用した先行事例を提示

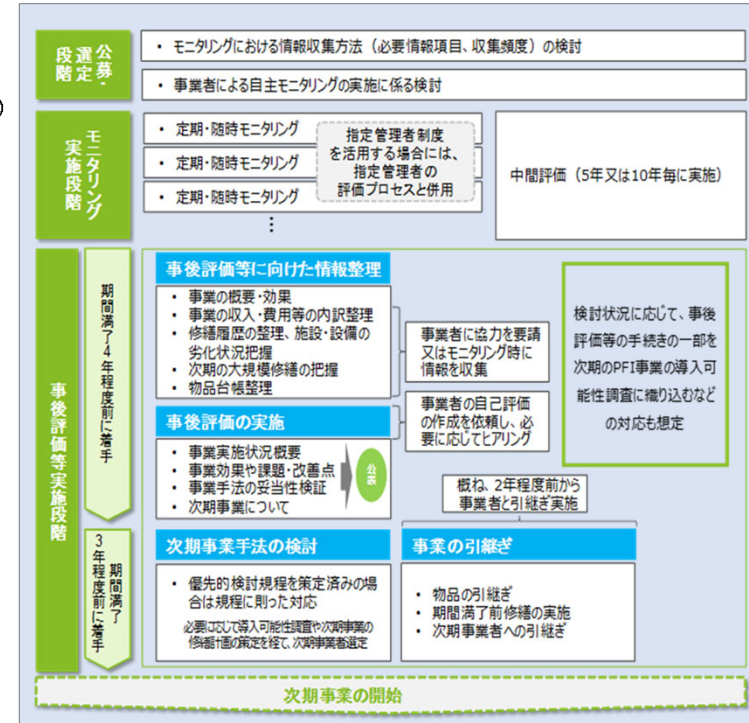
5. 事業の引継ぎ

- 各引継ぎ作業に取りかかる時期の目安を記載
- 修繕履歴の蓄積・データ管理等の方法をあらかじめ整理しておく必要性を明記

別紙

- 事後評価様式の例を紹介（記載の仕方、方針について様式内で整理）
- 事後評価等を実施した管理者等の先行事例を紹介

＜事後評価等の実施手続きの個別フロー図＞



＜次期事業をPFI事業へ移行した事例＞

事業名	当初事業	次期事業
多摩地域ユース・プラザ(仮称)整備等事業	RO方式	O方式
岡山市当新田環境センター余熱利用施設の整備・運営事業	BOT方式	RO方式
府中市市民会館・中央図書館複合施設整備事業	BTO方式	RO方式

PPP/PFI事業民間提案推進マニュアルの概要

PFIに限らないPPPを含めた近年の民間提案の活用実態や課題（インセンティブの付与方法、民間提案の評価方法等）に対応したマニュアル改定を行った。（令和3年4月）

【マニュアルの構成と主な改定ポイント】

改定版

はじめに

1. 民間提案について

(1) 民間提案の手法

- ① PFI法第6条による民間提案
- ② PFI法第6条によらない民間提案

2. 民間提案の実施手続について

(1) 対象事業の抽出

- ① 民間提案を募集する場合
- ② 任意の提案を受け付ける場合

(2) 提案の受付・募集

- ① 受付・問合せ窓口
- ② 提案の受付・募集
- ③ 情報公開・官民対話
- ④ 提案書の記載項目

(3) 提案の評価

- ① 評価体制
- ② 評価項目
- ③ 検討結果の通知・公表

(4) 事業化に向けた手続

- ① 実施方針等の策定
- ② 加点評価の考え方
- ③ 随意契約における留意点

3. 地域企業のノウハウ習得・地域人材の育成について

別冊 提案書（フォーマット例）

民間提案の手法の整理

・PPPも含めたより広い事業を対象とした民間提案の手法を整理するとともに実施手続きの流れを整理

対象事業の抽出

・特定の事業を指定して提案を募集する場合と任意提案の場合を分けて手続きを整理

行政側の体制整備

・民間事業者からの問合せが可能な受付窓口と専門的な評価を行う体制整備を追記

実施手続きに係る記載項目の追加

・提案の募集、情報公開・官民対話、提案書の記載項目等を追記

民間提案の評価方法等の改善

・適切な評価ができる評価基準の明確化等を追記
・評価結果の通知・公表について追記

実施方針等の策定

・PPPを含めた事業化する場合の実施方針等の策定にあたっての留意点等を記載

民間提案を踏まえた実施手続

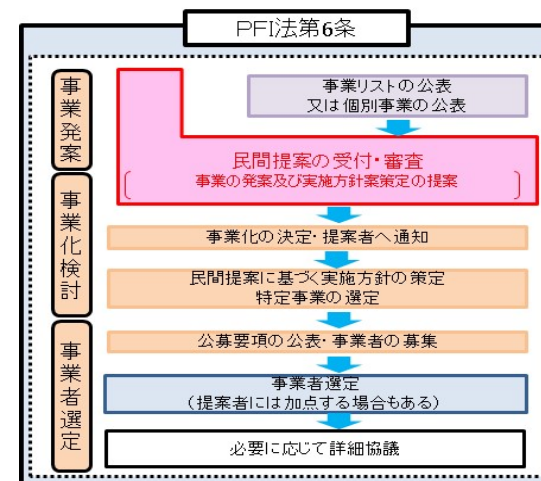
・民間提案を行った事業者へのインセンティブとしての加点評価の考え方、随意契約における留意点を記載

提案書（フォーマット例）

・PFI法6条に基づく提案書フォーマット例及び簡易なフォーマットにより民間提案を求める場合のフォーマット例を記載

PFI法第6条に基づく民間提案

- PFI法第6条に基づく民間提案については、民間事業者が、提案に際し、実施方針策定の提案（特定事業の効果及び効率性に関する評価の過程及び方法を示すもの）を添える必要があり、また、官側も提案内容を速やかに検討し、その結果を通知する義務がある。
- 運用にあたっては、事前にサウンディングを実施した上で、民間提案を募集したり、事業者選定時にインセンティブを付与したり、あらかじめ民間提案の対象となる事業リストや個別案件を公表することなど、PPP事業における民間提案の方法を取り込むことが可能である。



目次

1. PPP/PFI事業の実施状況
 - 1-1 PPP/PFIの概要
 - 1-2 PPP/PFIの実施状況

2. PPP/PFI推進アクションプラン
 - 2-1 アクションプランについて
 - 2-2 令和3年度改定版について
 - 2-3 その他

3. 支援事業のご案内

PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度

概要

内閣府及び国土交通省は、地方公共団体を始め地域の関係者のPPP/PFIに対する理解度の向上を図るとともに、地域の様々な事業分野の民間事業者の企画力・提案力・事業推進力の向上やその能力を活用した案件の形成を促進するため、地域の産官学金が集まって、PPP/PFI事業のノウハウ取得や官民対話を含めた情報交換等を行う地域プラットフォームの代表者と協定を結び、活動を支援

協定内容

■対象となる地域プラットフォーム

○要件

- ・代表者に地方公共団体(都道府県、政令指定都市等)が含まれる
- ・代表者と同一の都道府県内の地方公共団体、金融機関、民間事業者等から、構成団体としての参加の希望があったときには、原則としてこれを認める 等

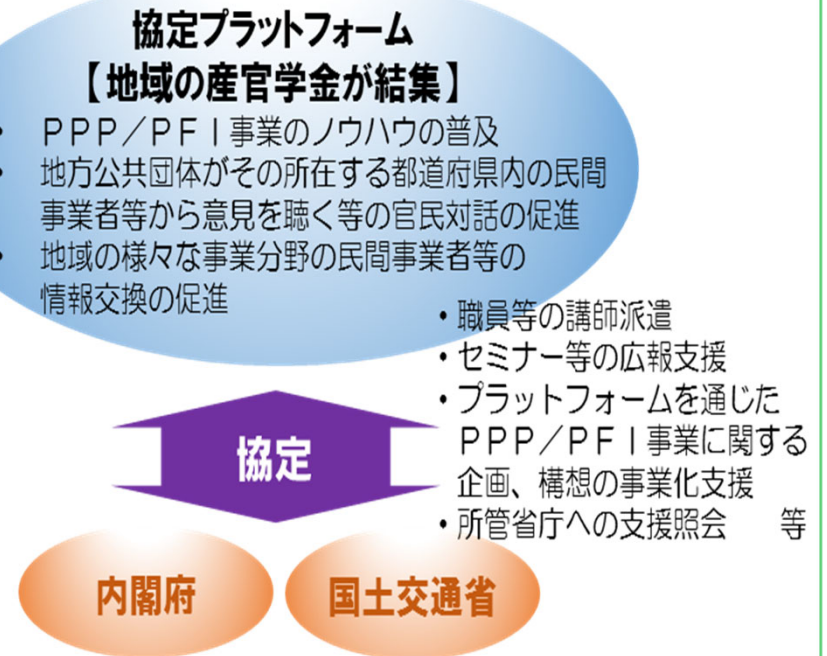
○次に掲げる機会を年1回以上提供

- ・参加者のPPP/PFI事業のノウハウ習得の機会
- ・地方公共団体とその所在する都道府県内の民間事業者等から意見を聴く等の官民対話の機会
- ・地域の様々な事業分野の民間事業者等の情報交換の機会

■支援内容

- 関係省庁の職員及び専門家を講師として派遣
- 地方公共団体が協定プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援 等

【協定プラットフォームイメージ】



協定プラットフォーム一覧(令和3年度)

PPP/PFI地域プラットフォーム名称	代表者の構成
川崎市PPPプラットフォーム	川崎市
横須賀PPP/PFI地域プラットフォーム	横須賀市
とやま地域プラットフォーム	富山市、財務省北陸財務局、(株)日本政策投資銀行、(株)北陸銀行
いしかわPPP/PFI地域プラットフォーム	(株)北國銀行、石川県、(株)日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ふくい地域プラットフォーム	(株)福井銀行、(株)福邦銀行、福井県、福井市、(株)日本政策投資銀行、財務省北陸財務局
ぎふPPP/PFI推進フォーラム	国立大学法人 岐阜大学、岐阜県、岐阜市
静岡市PPP/PFI地域プラットフォーム	静岡市
みえ公民連携共創プラットフォーム	三重県、(株)百五銀行
淡海公民連携研究フォーラム	国立大学法人 滋賀大学、滋賀県、(株)滋賀銀行、(株)しがぎん経済文化センター
京都府公民連携プラットフォーム	京都府
和歌山県官民連携プラットフォーム	和歌山県
鳥取県PPP/PFI推進地域プラットフォーム	鳥取県
広島県PPP/PFI地域連携プラットフォーム	広島県、(株)広島銀行、(株)もみじ銀行、(一財)ひろぎん経済研究所、(株)YMFG ZONEプランニング
山口地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	山口県、下関市、(株)山口フィナンシャルグループ、(株)山口銀行、(株)YMFG ZONEプランニング
徳島県PPP/PFIプラットフォーム	徳島県
高知県PPP/PFI県域連携プラットフォーム	高知県
北九州地域PPP/PFI官民連携プラットフォーム	北九州市、(株)山口フィナンシャルグループ、(株)北九州銀行、(株)YMFG ZONEプランニング
長崎県PPP/PFI地域プラットフォーム	長崎県
熊本市公民連携プラットフォーム	熊本市
宮崎県・地域PPPプラットフォーム	宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日向市、(株)宮崎銀行、(株)宮崎太陽銀行
沖縄地域PPP/PFIプラットフォーム	沖縄振興開発金融公庫、沖縄県、沖縄電力(株)
やまなしPPP/PFI地域プラットフォーム	山梨県、(株)山梨中央銀行
ふじのくに官民連携実践塾	静岡県
佐世保PPPプラットフォーム	佐世保市
おおいだPPP/PFI地域プラットフォーム	大分県
あおもり公民連携事業研究会	青森県、むつ市
かがわPPP/PFI地域プラットフォーム	(株)百十四銀行、香川県、高松市、(株)日本政策投資銀行

協定プラットフォームへの主な支援内容(令和2年度)

1. プラットフォームへの講師派遣

- 関係省庁職員やPPP/PFI事業に精通した専門家を講師として派遣

<派遣先>

- ぎふPPP/PFI推進フォーラム
- 徳島県PPP/PFIプラットフォーム
- 宮崎県・地域PPPプラットフォーム

2. プラットフォームの広報活動支援

- プラットフォームが開催するセミナーへの後援名義の使用を許可
- 他地域のプラットフォーム開催状況やPPP/PFIに関する最新情報等を定期的に配信(地域プラットフォーム通信)
- ホームページへのリンク貼付等によるプラットフォームの活動の告知

3. 個別案件の事業化支援

- プラットフォームを通して検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援



吉田町「シーガーデンにぎわい創出事業」(ふじのくに官民連携実施塾)



(福知山市「新文化ホール整備事業」サウンディング開催案内チラシ) 京都府公民連携プラットフォーム

4. プラットフォームの立ち上げ支援

- プラットフォームの設立及び運営、具体的な案件のサウンディング調査等、次年度以降の自走化に向けた支援を実施



(国の施策に関する講演)



(個別案件のサウンディング状況)

あおもり公民連携事業研究会

令和3年度 PPP/PFI推進に資する支援措置

① 地域プラットフォーム形成支援

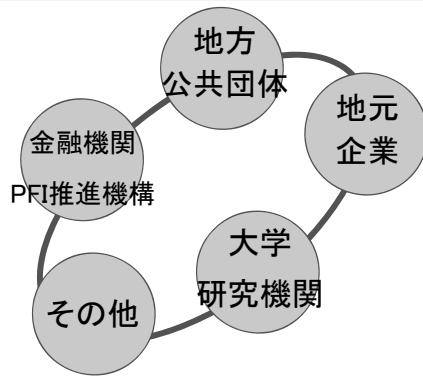
地域におけるPPP/PFI案件の形成能力の向上を図るため、行政、金融機関、企業等の関係者が集い、ノウハウの習得や情報の交換等を容易にする場

(地域プラットフォーム)の立ち上げや運営を支援

地域プラットフォームに寄せられる案件候補情報のうち、横展開の可能性が高いものについては、サウンディング調査はじめ案件形成に資する支援を併せて実施

令和3年度支援対象

- ・秋田県
- ・群馬県
- ・愛媛銀行、伊予銀行(愛媛県)



地域プラットフォーム形成支援のほか、「PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度」の活用により、地方公共団体のPPP/PFI案件形成に対する支援が可能

② 優先的検討規程運用支援

PPP/PFI手法の適用を、従来型手法に優先して検討する「優先的検討規程」の策定や、規程を運用して具体の事業をPPP/PFI手法にて進捗させる過程を支援

※支援対象の選定では、(1)～(3)の要件に当てはまる地方公共団体を優位に評価します。

- (1)人口20万人未満の地方公共団体
- (2)優先的検討規程が未策定の地方公共団体
- (3)今後速やかに庁内でPPP/PFI手法の導入を検討する具体の事業がある地方公共団体

令和3年度支援対象

- ・行方市(茨城県)
- ・諏訪市(長野県)
- ・羽曳野市(大阪府)
- ・新居浜市(愛媛県)
- ・広陵町(奈良県)
- ・八街市(千葉県)
- ・豊明市(愛知県)
- ・智頭町(鳥取県)
- ・若狭町(福井県)

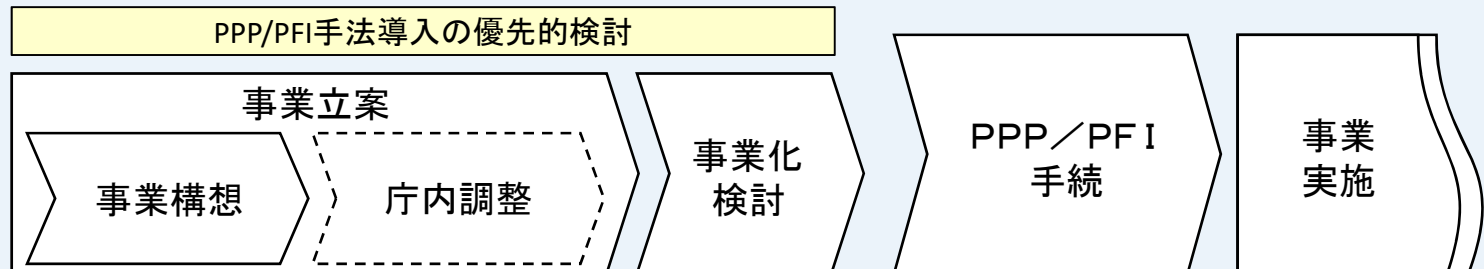
③ 高度専門家による課題検討支援

コンセッション事業、収益型事業、公的不動産利活用事業、PFI法第6条に基づく民間提案の制度を活用する事業の実施を検討している地方公共団体等に対し、法律、会計、税務、金融等の高度な専門的知識を有する専門家による助言や情報提供等の支援を実施

令和3年度支援対象

- ・杉並区(東京都)…旧杉並中継所の跡地活用

PPP/PFI 案件形成の流れ



PPP/PFI専門家派遣

PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するため、専門的知見、ノウハウ、経験を持つ専門家を派遣する制度

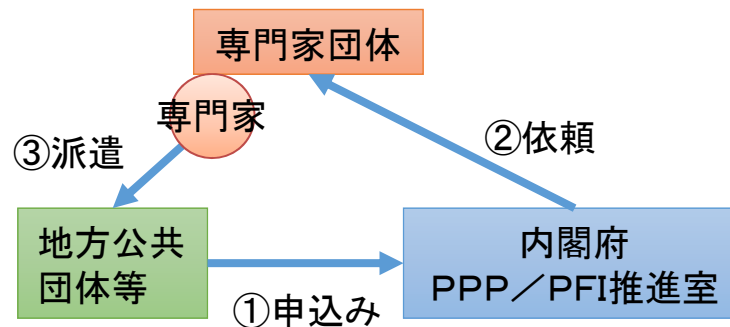
【概要】

- 1回につき半日程度で派遣(内容に応じて**複数回の派遣**も可能)
- 専門的な立場からアドバイス、講演、質疑応答を実施
- 地方公共団体等からの申込内容に応じ、PPP/PFI専門家団体と調整し、専門家を派遣
- 派遣費用(謝金、旅費)は**全額、内閣府が負担**
- 派遣後も**内閣府職員が引き続き、相談に応じます**

【主な内容】

- PPP/PFI手法の基礎的な概念や考え方に関する講習会の実施
- 過去に実施されたPPP/PFI事業の事例紹介、解説
- 検討中の事業にPPP/PFI手法を導入する上での疑問点、課題等に関する相談 等

【派遣のしくみ】



【申込み方法】

- 申込みは**通年**受け付けています。
- 日程や内容などの調整のため、派遣希望の1ヶ月前までに申込みください。
- まずは下記に電話、FAXでご連絡ください。



内閣府 PPP/PFI推進室 専門家派遣係
電話:03-6257-1655 FAX:03-3581-9682

PPP/PFIに関するお問い合わせ

PPP/PFI事業の実務に関するご質問、お問合せに内閣府PPP/PFI推進室が対応します。

連絡先: 内閣府PPP/PFI推進室 03-6257-1655 (直通)

○お問い合わせいただいている主な質問の例

1. PPP/PFI全般

- ・コンセッションについて教えてほしい。
- ・〇〇(例: 学校空調整備)を検討しているがPPP/PFIの類似事例を教えてほしい。

2. PFI法関連解釈

- ・地方自治法に基づく債務負担行為の設定はいつまでに議決をとれば良いのか。
- ・〇〇(例: 温泉施設)はPFI法2条の公共施設等に該当するか。

3. PPP/PFI支援措置

- ・PFI事業は補助金の対象になるのか。
- ・PPP/PFI専門家派遣支援を受けられないか。

4. PPP/PFI優先的検討規程

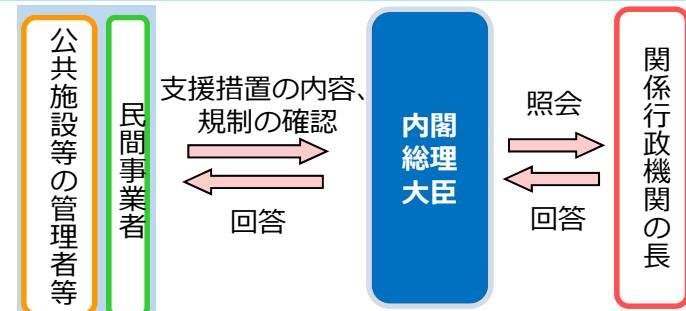
- ・優先的検討規程の事業費基準はどのように解釈するのか。
- ・簡易な検討で用いるVFM算出シートの使い方を教えてほしい。

必要に応じて、行政、金融、法律、会計、コンサルタント等各分野の専門家及び関係省庁の意見も確認します

● ワンストップ窓口制度

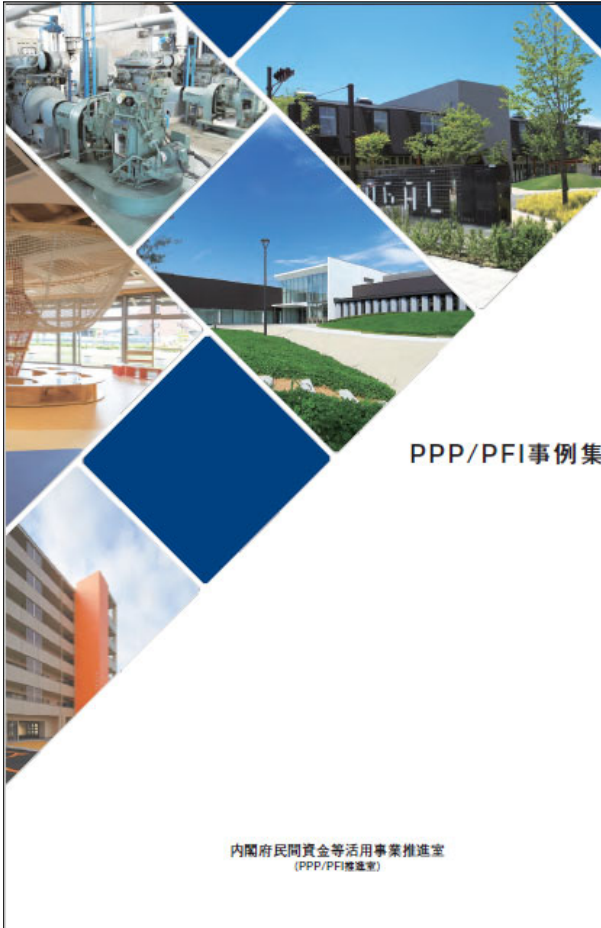
平成30年度のPFI法改正により、『ワンストップ窓口制度』が位置づけられました。

- ・地方公共団体、PPP/PFI事業を実施し、もしくは実施しようとする民間事業者は、内閣総理大臣に対し、規制適用の有無、支援措置適用の有無について、書面にて確認を求めることができるようになりました。
- ・内閣総理大臣はお問い合わせに対し、必要に応じて関係行政機関の長に確認の上、書面にて回答します。



PPP/PFI事例集

- ・多くの地方公共団体の対象となり得る事業分野を中心に参考となる事例をとりまとめ
- ・令和2年4月27日公表



PPP/PFI事例集

内閣府民間資金等活用事業推進室
(PPP/PFI推進室)

- 事例 01 伊達市学校給食センター整備運営事業 学校給食センター
北海道伊達市

- 事例 02 佐倉市立小中学校・幼稚園空調設備整備事業 学校空調
千葉県佐倉市

- 事例 03 袋井市総合体育館整備及び運営事業 スポーツ施設
-体育館-
静岡県袋井市

- 事例 04 柳島スポーツ公園整備事業 スポーツ施設
-運動公園-
神奈川県茅ヶ崎市

- 事例 05 東根市公益文化施設整備等事業 文教施設
-図書館等-
山形県東根市

- 事例 06 御殿場市・小山町広域行政組合ごみ焼却施設整備及び運営事業 廃棄物処理施設
静岡県御殿場市・小山町

- 事例 07 女川町水産加工団地排水処理施設整備等事業 産業施設
宮城県女川町

- 事例 08 旧刈田家付属町家群を活用した施設の管理運営事業 観光施設
岡山県津山市

- 事例 09 沼津市立少年自然の家跡施設等運営事業 公園
静岡県沼津市

- 事例 10 須崎市公共下水道等施設運営事業 下水道
高知県須崎市

- 事例 11 桜ヶ丘子育て支援住宅整備PFI事業 賃貸住宅
鹿児島県鹿屋市

- 事例 12 紫波中央駅前都市整備事業(オガールプラザ) まちづくり
岩手県紫波町

- 事例 13 貝塚市新庁舎整備事業 庁舎
大阪府貝塚市

- 事例 14 函南「道の駅・川の駅」PFI事業 地域振興施設
-道の駅-
静岡県函南町

01

学校給食センター

伊達市学校給食センター整備運営事業

本事業は、従来の学校給食センターの機能に加え、市民の健康増進及び伊達市の食材PRに資する事業者による自主事業を展開するための施設等を整備・運営する事業である。
民間事業者の創意工夫により、食育レストランは、センターの2階で市民の健康増進と伊達産食材のPR、正しい食育の知識を育むことを目的として軽食を提供するほか、その日に各学校で提供されている給食のメニューを食べることができる。(どちらも有料・給食メニューは限定)
PFI手法の導入により、効率的かつ効果的な作業環境の創出、食育環境の改善が図られ、災害時には、1日当たり最大9,900食の炊き出しを3日間可能とする設備を導入し、もしもの時の安心を確保している。



事業主体
伊達市(北海道) 人口約3.5万人(平成27年国勢調査)

事業方式
PFI(BOT方式) サービス購入型+付帯事業(独立採算)
付帯事業:食育レストラン

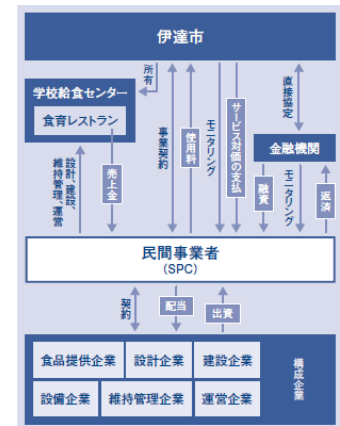
事業期間
平成27年6月～令和14年8月(17年3ヶ月)

契約金額
約47億円
VFM:7.61%(特定事業運定時)
※事業者選定時のVFMについては非公表

施設概要
学校給食センター
提供食数:1日当たり最大3,300食
対象学校:19校(伊達市:15校、社管町:4校)

SPCの構成企業
代表企業→食品提供企業
構成企業→設計企業、建設企業、設備企業、維持管理企業、運営企業

事業経緯
平成26年3月 実施方針等の公表
平成26年6月 募集要項等の公表
平成27年2月 優先交渉権者の選定
平成27年6月 事業契約等の締結



地方公共団体等のPPP/PFI推進に資する主な支援・施策

※PPP/PFI推進施策説明会(令和3年2月25日開催)より

省庁等	事業名等	支援の内容等	担当部署
内閣府	PPP/PFI地域プラットフォームの協定制度に基づく支援	<ul style="list-style-type: none"> 関係省庁職員やPPP/PFI事業に精通した専門家を講師として派遣 地方公共団体が地域プラットフォームを通じて検討しているPPP/PFI事業に関する企画・構想の事業化を支援等 【事業分野】全般 【補助率等】内閣府が費用を負担 	内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)
	PPP/PFI推進に資する支援措置	<ul style="list-style-type: none"> 地域プラットフォーム形成支援 ・ 優先的検討規程運用支援 ・ 高度専門家による課題検討支援 【事業分野】全般 【補助率等】内閣府が費用を負担 	内閣府民間資金等活用事業推進室(PPP/PFI推進室)
	地方創生推進交付金	<ul style="list-style-type: none"> PPP/PFI事業の検討・推進等に係る費用(導入可能性調査費やアドバイザー経費など事業計画段階に関する費用)は地方創生推進交付金の対象となり得る。(ただし、他の国庫補助金等の対象となり得る費用は対象外) 【事業分野】全般 【補助率等】事業費の1/2 	内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 内閣府地方創生推進事務局
国土交通省	先導的官民連携支援事業	<ul style="list-style-type: none"> 先導的な官民連携事業の導入や実施に向けた検討のための調査や、情報の整備等のための調査に係る業務に対して、調査委託費を助成 【事業分野】国土交通省所管事業 【補助率等】上限2,000万円の定額補助(都道府県・政令指定都市は、補助率1/2,上限1,000万円(コンセッション事業を除く)) 	国土交通省総合政策局
	インフラの維持管理に係る官民連携事業の導入検討支援	<ul style="list-style-type: none"> 利用料金を徴収しないインフラの維持管理に係る官民連携事業の導入を検討する地方公共団体へ、国が委託契約をしたコンサルタントを派遣し支援を行う 【事業分野】国土交通省所管事業 【補助率等】国土交通省が費用を負担 	国土交通省総合政策局
	専門家派遣によるハンズオン支援	<ul style="list-style-type: none"> 専門家を派遣し、事業スキーム案の検討、サウンディング等の準備・実施、事業スキームの具体化、公募書類作成等、事業化に向けて必要な手続きを地方公共団体職員自らが行えるようハンズオンにて支援 【事業分野】国土交通省所管事業 【支援対象】人口20万人未満の地方公共団体 【補助率等】国土交通省が費用を負担 	国土交通省総合政策局
	官民連携基盤整備推進調査費	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業活動と一体的に行うことにより、優れた効果の発現や効率性が期待できる基盤整備の事業化に向けた検討経費を支援(PPP/PFI導入検討を本事業等で実施する案件を優先採択) 【事業分野】国土交通省所管事業 【補助率等】事業費の1/2 	国土交通省国土政策局
観光庁	MICE施設におけるコンセッション方式活用推進に向けた調査および需要創出等業務	<ul style="list-style-type: none"> MICE施設運営にあたり、コンセッション方式導入を検討する地方公共団体に対し、導入検討のための調査支援を実施。 【事業分野】MICE施設(コンセッション方式) 【補助率等】観光庁が費用を負担 	観光庁国際観光部
文部科学省	文教施設における多様なPPP/PFIの先導的開発事業	<ul style="list-style-type: none"> 文教施設分野において、地方公共団体等における多様なPPP/PFI手法の導入が進むよう、事業手法の検討など「事業の発案」や、事業スキームの開発など「具体化の検討」を支援 【事業分野】文教施設 【補助率等】文部科学省が費用を負担 	文部科学省大臣官房 文教施設企画・防災部
厚生労働省	官民連携等基盤強化推進事業	<ul style="list-style-type: none"> 官民連携の導入検討を行う水道事業体に対し、コンサルタントによる必要な検討を支援。 【事業分野】水道事業 【補助率等】事業費の1/4 	厚生労働省医薬・生活衛生局